



地域生活支援事業の見直し 2025

あなたも私も ともに自分らしく
ありたい自分でいられる 共生のまち 西東京

01 地域生活支援事業の概要

02 見直しの背景と必要性

03 見直しの主なポイント





01

地域生活支援事業の概要



移動支援事業

移動支援事業の目的と必要性

移動支援事業は、障害のある方の日常生活や社会参加を支援するため、移動を支援することを目的としています。この事業の必要性は、特に公共交通機関の利用が困難な方の場合に顕著です。利用者が安心して訪問先を訪れることができるように支援します。

障害のある方の移動支援は、自立生活を可能にし、社会との関わりを深める重要な要素です。この事業の強化により、利用者の生活の質が向上し、地域共生社会の実現にも寄与します。

移動支援事業の見直しにより、利用者がより幅広い活動に参加できるよう、新たな移動手段や支援の仕組みの導入を検討しています。これにより、障害のある方の選択肢を広げ、社会参加の機会を増やします。

移動支援事業の課題と対策

移動支援事業の課題として、利用者数の増加に伴うサービスの質の確保や、近隣市と異なる対象者要件等が挙げられます。これらの課題に対処するため、サービス提供の標準化と、質の向上が求められています。

持続可能なサービス提供を確保するためには、事業者の継続的で安定的なサービス提供体制の確保が求められています。複数の支援メニューを導入し、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応を行える環境づくりが重要です。

その検討の際は、障害のある方やその家族の地域生活を踏まえると、その社会参加ニーズにあわせた、サービス提供が行えるよう、事業者が人材確保しやすくなるような仕組みもあわせて考える必要があります。



日中一時支援事業

日中一時支援事業の目的と必要性

日中一時支援事業は、障害のある方が日中に安全で安心な場所に滞在できるよう支援することを目的としています。この事業は、家族の介護負担を軽減し、利用者の社会的な関わりを促進する役割を果たしています。

日中一時支援は、利用者にとって重要な日常生活の一部であり、自立した生活を支える基盤となります。活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練をすることで、利用者の生活の質の向上や社会参加の機会を増やしています。

日中一時支援事業の見直しにより、提供されるサービスの質を向上させ、より多くの障害のある方が利用できるよう要件を緩和することが必要です。これにより、利用者の満足度と生活の質が向上することが期待されます。

日中一時支援事業の課題と対策

日中一時支援事業の主な課題は、スタッフの不足や施設の限られたスペースなどが挙げられます。これらの課題に対して、適切な対応が必要です。

スタッフの不足については、研修や雇用条件の改善、新しいスタッフの育成などが重要なポイントとなります。

また、障害に応じた支援体制をとることで、スタッフ一人に重責を負わせることのないようにすることは、スタッフの負担軽減、離職防止に繋がるだけでなく、サービスの質の向上にも繋がります。

持続可能なサービス提供を確保するためには、事業者の継続的で安定的なサービス提供体制の確保が求められています。複数の支援メニューを導入し、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応を行える環境づくりが重要です。

または、障害のある方やその家族の地域生活を踏まえると、その社会参加ニーズにあわせた、サービス提供が行えるよう、事業者が人材確保しやすくなるような仕組みもあわせて考える必要があります。



入浴サービス事業

入浴サービス事業の目的と効果

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)であって、自宅の入浴設備では入浴が困難な状況にある場合に、移動式の浴槽を居宅に持ち込んで巡回入浴を行うサービスです。

本事業により、利用者の衛生状態を保ち、健康維持に寄与しています。入浴は、利用者にとってリラックスやリフレッシュの時間として重要です。また、適切な入浴支援により、皮膚の健康維持や感染症予防にも効果があります。

入浴サービス事業の課題と対策

入浴サービス事業の課題は、自立支援給付における施設入浴や、訪問介護による入浴サービス、介護保険サービスによる入浴(いずれも利用者負担あり)など、他の入浴サービスに該当しない方を対象としています。

このような他法優先の制度であるにもかかわらず、本制度には利用者負担がありません。そのため財政的な視点だけでなく、公平性の観点からも利用者負担の見直しが必要です。

また、本事業は利用上限が週に1回に限られているのに対し、他のサービス利用の場合は2回の入浴が可能であることや、近隣他市においても夏季に回数増を認めている等、利用のあり方についても検討が必要です。

利用対象者についても近隣市では若年層に対する年齢制限がない市が多いなか、本市には概ね15歳以上の年齢制限があります。成育が早いお子さんへの対応、保護者に障害・疾病がある場合などの対応に課題があり、その対応が求められます。



生活サポート事業

生活サポート事業の概要と役割

生活サポート事業は、障害のある人々が日常生活を送る上で必要な支援を提供することを目的としています。こちらは事業実施を含めて任意の事業となっており、国や都の費用負担もなく、公的負担は市が100%負担している事業です。西東京市では、主に介護している家族等が病気や入院、就労等の理由により一時的に対応が困難となり、かつ他の協力が得られないとき、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、生活支援・家事援助を行っています。

生活サポート事業の課題と対策

後年度事業が開始された、自立支援給付（家事援助）と重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業と制度と対象者やサービス内容が似ていることから近隣市では事業廃止が進み近隣市では清瀬市と、埼玉県新座市のみが実施しています。

これらの事業は定率の国・都特定財源がある（自立支援給付：国1/2、都1/4、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業：都1/2）ことから、本事業を廃止し、これらの事業に移行していくことが望ましいと考えられます。



02

見直しの背景と必要性

制度創設からの経緯



制度創設の背景と目的

地域生活支援事業は、平成18年度に制度が創設されました。その背景には、障害のある方が自立した生活を送るためのサポートが不足していた現状がありました。本制度の創設により、障害のある方が地域社会で安心して暮らせる環境を整備してきました。

創設当時の課題として、障害のある方の社会参加の機会が限られていたことや、家族の介護負担が重かったことが挙げられますが、これらの課題を解決するため、多様なサービス提供を行ってきました。また本制度に加え、自立支援給付制度が創設されたことなどにより、障害のある方の生活環境は大きく改善されてきました。

しかし、社会・経済情勢の変化に伴い、新たな課題も生じてきています。障害福祉サービスに要する費用が増加を続けるなか、限りある財源を有効に活用しながら、よりきめ細やかなサービスの質や量の確保を行う必要があります。



制度創設以降の変遷

制度創設以降、地域生活支援事業は継続的に運営されてきましたが、大きな見直しが行われていませんでした。これにより、サービスの提供状況や利用者のニーズに対して柔軟に対応できない状況が見られるようになってきました。

継続的なサービス提供のためには、定期的な報酬単価の見直しが必要です。また、利用者の利便性を高めていくために、サービス内容の見直しも求められます。

制度の変遷に伴い、新たな課題が浮上している現状を踏まえ、適切な政策対応が求められています。特に、利用者の増加に対応するための体制整備が急務となっています。



報酬単価の見直しとその必要性

報酬単価の現状と課題

現在の報酬単価は、制度創設当時から大きな変更がなく、物価高騰や人件費の上昇によりサービス提供者の負担が増加している状況です。特に、小規模事業者にとっては、経営の厳しさについてご指摘・ご要望があり、事業からの撤退、新規利用受付の中止、単価の高い他市利用者の優先などの弊害がみられています。

報酬単価の低さは、サービスの質に直結する問題であり、福祉人材を十分に確保できないことにも繋がります。これは、利用者に対するサービスの質の低下を招く要因となります。

報酬単価の見直しは、人材確保に加え、サービス提供者のモチベーション向上や質の高いサービス提供のために必要不可欠です。適正な報酬を確保することで、サービスの質と持続可能性を高めることができると考えられます。

必要性とその影響

報酬単価の見直しは、サービスの質の向上と、提供者の安定した経営のために必要です。適正な報酬が確保されることで、サービス提供者は人材の確保や研修、設備の改善に投資することが可能となります。

報酬単価の引き上げは、サービス提供者にとって経営の安定をもたらし、結果として利用者へのサービスの質が向上します。特に、小規模事業者にとっては、安定した運営資金を確保することにも繋がります。

報酬単価の見直しに伴う影響として、利用者負担への影響や、市財政への負担増加が考えられます。しかし、これにより得られる効果は、長期的には利用者と提供者の双方にとって大きなメリットがあると考えられます。

令和7年度末の生活サポート事業廃止

生活サポート事業の廃止の背景

本事業の廃止には、他の支援制度との類似等による利用者の減少などが背景にあります。また、市10/10負担の事業であることから、財政的な観点からも類似事業との整理統合が求められます。

廃止に伴い、他の支援制度へスムーズな移行を図ることが重要です。利用者が混乱や不安を感じることをないよう、十分な情報提供と支援を行います。

類似サービスの代替利用に向けての調整

令和7年4月以降は新規利用受付を中止します。

既存の利用者に対しては、類似サービスの代替利用の働きかけを行います。具体的には利用者は現状5人程度ですが、自立支援給付の家事援助（見守り）の利用が可能となるよう、令和7年度中の障害認定区分の取得を支援していきます。

また障害の状態が重い方については、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の利用もあわせてご案内します。



03

見直しの主なポイント



サービスの質の向上 1

対象者要件の緩和

対象者要件の緩和により、これまで支援を受けられなかった障害のある方もサービスを利用できるようになります。これにより、支援の裾野が広がり、より多くの利用者が恩恵を受けることが可能となります。

今回の要件緩和により、これまで近隣他市で利用可能であり、かつ障害のある方の困難性を認めながらも対応することが叶わなかったケースに対応可能となることで、利用者のQOLが上昇するだけでなく、介護する家族の負担が軽減されます。

サービス内容の拡充

サービスの拡充により利用者のQOLが上昇します。

具体策

【移動支援】

- ➡肢体不自由要件を緩和
 - ・上肢・下肢・体幹機能障害の等級要件を撤廃し、重度訪問介護要件のみとします
- ➡身体介護的適用条件を緩和
 - ・排泄以外に、食事・移動・移乗を要件に加え、うち3つ以上の介助が必要な方に拡大
 - ・知的障害者以外にも対象者を拡大

【日中一時支援】

- ➡年齢制限の緩和
 - ・18歳以上について知的障害者以外にも対象者を拡大（高校卒業年代の居場所確保）

【入浴サービス】

- ➡年齢制限の撤廃
 - ・概ね15歳以上の年齢要件を撤廃

具体策

【入浴サービス】

- ➡利用上限
 - ・1回／週を、2回／週に拡充



サービスの質の向上 2

利用上限とカウント方法の改善

利用のカウント方法の見直しにより、上限時間の管理が容易になり、サービスを利用しやすくなります。また、上限時間に変更はありませんが、より実態にあった給付が可能となります。

利用上限とカウント方法の見直し（運用改善）により、利用者や介護する家族の上限管理の負担が軽減されます。

具体策

【日中一時支援】

➡利用区分を4時間未満ごとから30分単位に変更

- ・4時間単位から30分単位の利用区分に移行するすることでより実態にあった給付が可能となります。
- ・利用区分が細分化されることで、利用者負担も細分化され、利用区分が変わる際の負担感が軽減されます。

➡利用のカウント方法を1/4日単位から30分単位に変更

- ・4時間未満＝1/4日（上限7日/月）から、実時間（30分単位・上限112時間/月）へと改めることで、利用者や介護する家族の上限管理の負担が軽減されます。



サービス提供量の確保 1

サービスの重点化

公平なサービス提供を実現するためには、支援のエアポケットを解消することが重要です。サービスが必要な時間帯や、対応に必要なスタッフの人員は利用者により異なりますが、事業者が運営上スタッフを確保しにくいなどの理由で、ニーズがあってもサービスの提供が十分に行われていない場合があります。これらに重点的に対処することより、利用者のニーズに合った支援を受けられるようになります。

サービスの合理化

公平なサービス提供を実現するためには、限られた人的資源を適正に配分することが重要です。障害のある方の特性は利用個々人により異なりますが、比較的行動が落ち着いている方々が集団で移動する場合などは、必ずしも職員による1：1の支援が必要とまでは言えません。

限られた人材を適切に配分していくことで、利用者のニーズに合った支援の提供体制を整える環境をつくることができます。

具体策

【移動支援】

- ➡夜間、早朝利用への加算
(通学需要への対応等 6時～9時、16時～22時)
※朝9時まで、夕方16時からの対応は都内初

- ➡自動車利用への加算

【日中一時支援】

- ➡重度障害者などへの個別支援への加算
- ➡送迎サービスへの加算
- ➡日中活動系サービス利用前後の利用への加算（高校卒業年代の居場所確保）
※日中活動系サービス利用前（朝）への対応は都内初

具体策

【移動支援】

- ➡グループ支援の導入（減算）
原則1：1の支援を、利用者の状況に応じて職員1名に対し複数の障害のある方の支援を可能とするものです。少ない職員でこれまでと同じ人数の利用者を支援することが可能となることで、限りある人材を活かして、これまでよりも多くの方に支援が行き届くことが期待できます。



サービス提供量の確保 2

報酬単価の見直し

全国一律の障害福祉サービスである自立支援給付については、3年ごとに定期的な見直しが行われている一方で、地域生活支援事業の日中一時支援、生活サポートについては平成18年度の制度創設以来、移動支援については令和2年度以外に見直しが行われていません。福祉人材を確保し、継続的かつ安定的なサービス提供を行っていくためには、定期的な報酬単価の見直しが必要であると考えられます。

なお、地域活動支援センターや入浴サービス等の事業委託等により実施される事業については、委託費等の見直しは適宜行われています。

見直しの基本的な考え方

これまで自立支援給付は報酬単価が定期的（原則として3年毎）に改訂される一方で、地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）の報酬単価は据え置かれてきたこと、また財政面での急激な負担増加を避けるため、自立支援給付の報酬単価見直しにあわせて自動的、定期的に見直ししていくことが望ましいと考えられます。

なお生活サポート事業については令和7年度に事業廃止を前提に、報酬単価の見直しは行いません。

事業名	類似事業	基準とする区分	基準年度	R 6 年度	上昇率
移動支援	同行援護	30分未満	R 2 年度 184単位	191単位	3.8%
日中一時 支援	生活介護	区分2以下 定員 6 人以上10人以下 6 時間以上 7 時間未満	H 18 年度 525単位	668単位	27.2%



財源の確保 1

財源面で有利な他制度の利用促進

公平なサービス提供を実現するためには、財源の確保も必要です。既にサービスを利用されている方だけでなく、今後サービスを利用される方にも等しくサービスを提供できるよう、安定的かつ永続的な財源確保が求められます。

そのため、全国一率の基準で運営され、またサービス提供体制が財源とともに確保されている自立支援給付の優先利用や、都制度の優先利用等、地域生活支援事業以外のサービス利用で代替可能なものについては、積極的に他制度の利用に繋げていきます。

具体策

【移動支援】

➡併給制限の対象となる事業（移動に関する支援が含まれている自立支援給付）を追加

【日中一時支援】

➡併給制限の対象となる事業（施設入所・共同生活援助等により居場所が確保されている事業）を追加

【生活サポート事業】

➡公費負担部分市10/10である本事業の新規受付を令和6年度末に停止し、令和7年度末で廃止します。なお、令和7年度を移行期間とし自立支援給付や都制度（重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業）の利用を推進し、現行利用者に不便が生じないよう配慮していきます。



財源の確保 2

サービスの合理化（再掲）

公平なサービス提供を実現するためには、限られた人的資源を適正に配分することが重要です。障害のある方の特性は利用個々人により異なりますが、比較的行動が落ち着いている方々が集団で移動する場合などは、必ずしも職員による1：1の支援が必要とまでは言えません。

限られた人材を適切に配分していくことで、利用者のニーズに合った支援の提供体制を整える一助となります。

利用者負担の見直し

利用者負担は、サービス利用の公平性を高めるために不可欠です。また、すべての障害者が平等に支援を受けられるよう、適切な制度設計が求められます。

利用者負担の見直しにあたっては、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対する配慮が重要です。

具体策

【移動支援】

➡グループ支援の導入（減算）

原則1：1の支援を、利用者の状況に応じて職員1名に対し複数の障害のある方の支援を可能とするものです。これまでと同じ利用者を少ない職員で対応可能となることで、限りある人材を活かして、これまでよりも多くの利用者を支援することが可能となります。

具体策

【入浴サービス】

➡利用者負担の導入

現在利用者負担を求めている、入浴サービスについて、自立支援給付（施設利用・訪問介護）と同様に、費用の1割負担を求めます。

生活保護世帯や住民税非課税世帯については、自立支援給付や、他の地域生活支援事業のサービスと同様に利用者負担を免除します。